

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和〇年〇月〇日 (第〇回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	太子町 (273813)
地域名 (地域内農業集落名)	春日地区 (赤坂町、平和町、旭町、分田町、上之町、北仲町、北町、東町、西仲町、新屋敷)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	75 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	31 ha
② 田の面積	19.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	55.4 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	20.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における66才以上の農業者の農地面積の合計	25.3 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	19 ha
(備考)区域内の農用地等面積計は②③	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

現状: 春日地区は府内有数のぶどう産地であるが、農家の高齢化や耕作放棄地の増加が進行中。また、農道・水路の老朽化や鳥獣被害が深刻化している。さらに地球温暖化によるぶどう栽培への影響も発生している。 課題: - 新規就農者の不足と農地引継ぎの困難。 - 農地や施設の維持管理における負担の増加。 - 労働力不足の深刻化。 - 休耕地や未利用農地の増加。 - 鳥獣被害の拡大。 - 地球温暖化によるぶどう栽培への影響。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

1. 多様な担い手の確保 府内有数のぶどう産地を維持、拡大していくため、地域外から認定農業者や企業などの新規就農者を積極的に受け入れる。また、太子町の大阪市内からのアクセスの良さを活かし、観光農業の拡大を検討するほか、農地を営農地としてだけでなく、地域住民や大阪市内など都市部からの訪問者にとっての憩いの場としても活用し、多面的価値のある農地保全を推進する。 また、水稻が主たるエリアについても、高収益作物への移行を検討し、担い手の参入を促進する。 2. ぶどう産地としての伝統継承とスマート農業の推進 府内有数のぶどう産地として、伝統的な栽培技術を次世代に継承し、地域ブランドを維持・発展させる。 また、栽培技術の向上を図るとともに、栽培作業の効率化と労力の軽減を図るため、自動開閉装置や粉碎機など、スマート農業技術を導入し、持続可能な農業経営を実現する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
現在営農している経営体や今後参入してくる担い手に対し、農地の集積・集約化を基本方針とする。また、半農半Xや定年帰農者など、多様なライフスタイルを持つ担い手に対応した柔軟な農地利用を促進する。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	8.2	%	将来の目標とする集積率
			34 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手が利用する農地面積は、6.1ha(令和6年10月時点)			
区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の半数(10ha)を将来の集積・集約化を目標とする(令和16年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・貸借意向の農地についてマッチングをすすめるとともに、利用意向が不明な農地所有者に働きかけ、貸借可能な農地の所有者と借受希望者のマッチングを実施する。 ・ぶどう栽培では、経営が困難となる場合にできるだけ早い段階で事前に情報収集を行い、円滑に新たな担い手に継承できるようにする。継承においては、一定のバトンタッチ期間を設け、担い手に栽培技術を継承する仕組みを構築する。 ・春日共有山の農地に関しては、管理委員会との情報共有を強化し、適切な利用促進を図る。 ・企業等の新規農業参入の促進や集落営農組織の設立などにより、個別ではなく農地を一括して管理・活用することを検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
・町のマッチング後に農地中間管理機構を活用し、利用権設定を進める。 ・農地の貸し手からの希望に基づき、農地中間管理機構へ貸出希望農地の情報を提供する。
(3)基盤整備事業への取組
・新規参入を促進するため、必要な基盤整備箇所を精査するとともに、農作業効率向上や生産力維持のために地域の農空間づくりを計画する。 ・緊急を要する箇所については、町単独事業を活用して迅速に対応する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
・多様な担い手の確保を目指し、企業の農業参入を促進するための誘致活動を検討する。 ・新規就農者を支援するために、JAや行政機関などが連携し、包括的なサポート体制を構築する。 ・既存の農業者にも営農指導や助言を提供し、持続的な農業経営を支援する。 ・収益性の高い農産物の栽培、品質向上、改良方法について、研修を通じて農業者の知識向上を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
・農業者が自身の営農形態を考慮し、適切に農作業委託を活用できる仕組みを提供する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等					
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他					
【選択した上記の取組内容】									
①町の補助事業とJAや農業共済等の補助事業を併用し、鳥獣被害防止策を強化する。また、そもそも各関係団体で利用可能な補助事業を知らない人が多い現状を踏まえ、農業者や地域住民への情報提供を徹底し、補助事業の認知度向上を図る。									
③農作業の省力化や効率化を目的に、スマート農業技術の導入に関する補助事業を活用する。									
⑦草刈りなど農地の保全作業について、町から対応可能な事業者を紹介することで、農業者の負担軽減を図る。									
⑩市街化区域についても農地の斡旋を行うための仕組みづくりを検討し、地域の多様な農業ニーズに対応する。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	16経営体		11.88 ha	0 ha		11.88 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	大阪南農業協同組合	田植え委託	水稻
2	大阪南農業協同組合	稲刈り委託・ライスセンター利用	水稻
3	大阪南農業協同組合	保全管理(草刈り・トラクター作業)	休耕地

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。